



《夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について》

年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするか、具体的かつ明確な基準を定めた通知が新たに示されました。【令和3年8月1日からの適用】

1. 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとなります。

- 1) 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、**被保険者の年間収入が多い方の被扶養者**とされます。年間収入とは、過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとされ、以下も同じ取扱いとなります。
- 2) 夫婦双方の**年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者**とされます。
- 3) 夫婦の双方またはいずれか一方が**共済組合の組合員**であって、その者に**被扶養者とすべき者に係る扶養手当またはこれに相当する手当（以下「扶養手当等」）の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えないこととなります。扶養手当等の支給が認定されていないことを理由に被扶養者と認定しないことはできないとされています。**
- 4) 被扶養者として認定しない保険者等は、その決定に係る通知を发出します。この決定に係る通知には、認定しなかった理由、加入者の標準報酬月額、届出日及び決定日を記載する事が望ましいとされています。**被保険者はこの通知を届出に添えて次に届出を行う被保険者等に提出する事となります。**
- 5) 4)により、他保険者等が发出した不認定に係る通知とともに届出を受けた保険者等は、その通知に基づいて届出を審査することとし、他保険者等の決定につき疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く）に、不認定に係る通知を发出した他保険者等と、いずれの者の被扶養者とすべきか年間収入の算出根拠を明らかにした上で協議し、この協議が整わない場合には、**初めに届出を受理した保険者等に届出が提出された日の属する月の標準報酬月額が高い方の被扶養者とされます。標準報酬月額が同額の場合は、被保険者の届出により、主として生計を維持する者の被扶養者**とされます。なお、標準報酬月額に遡及訂正があった結果、上記決定が覆る場合は、遡及が判明した時点から将来に向かって決定を改めることとなります。
- 6) 夫婦の年間収入比較に係る添付書類は、保険者判断で差し支えないとされており、**保険者より求められた際に提出となりますが、保険者により異なる可能性もありますのでご注意ください**

2. 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、以下の取扱いとなります。

- 1) **被用者保険の被保険者**については年間収入を、**国民健康保険の被保険者**については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、**いずれか多い方を主として生計を維持するものとします。**
- 2) 被扶養者として認定しない保険者等は、その決定に係る通知を发出します。この決定に係る通知には、認定しなかった理由（年間収入の見込み額等）、届出日及び決定日を記載することが望ましいとされています。**被保険者はこの通知を届出に添えて国民年金保険の保険者に提出することとなります。**
- 3) 被保険者として認定されなかった事につき国民健康保険の保険者に疑義がある場合には、届出を受理した日より5日以内（書類不備の是正を求める期間及び土日祝日を除く。）に、不認定に係る通知書を发出した被保険者の保険者等と協議し、この協議が整わない場合には、直近の課税（非課税）証明書の所得金額が多い方を主として生計を維持する者となります。

3. 主として生計を維持する者が育児休業等を取得した場合

当該休業期間中は、**特例的に被扶養者を異動しないこと**となります。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記1又は2の認定手続きを行うこととなります。

4. 年間収入の逆転に伴い被扶養者認定を削除する場合

年間収入が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除します。

～その他被扶養者の収入の確認における留意点～

今後、1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、過去の課税証明書、給与証明書、雇用契約書等と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断することとなります。

《新型コロナワクチン接種などの手伝いによる一時的な収入増などが想定されます》

お知らせ

《筆者：佐藤》

◆**夏季休暇**：誠に勝手ながら**8月13日～16日まで夏季休暇**とさせていただきます。ご不便をお掛け致しますが、宜しくお願い申し上げます。

自然との共生



尾瀬の自然をお届けいたします。沼山峠から大江湿原～尾瀬沼を一周してきました。夏休み前日だったので行きかう人も少なく、ニッコウキスゲの群衆の中「燧ヶ岳」を眺めて歩いてきました。このコースは誰もが歩けるハイキングコースです。危険なところもありませんのでお勧めいたします。宿泊はいつもの「長蔵小屋」。

食事も多く、部屋も2人一部屋でコロナ対策もバッチリでした。

わたしのひとこと

コロナ禍でのオリンピック、感動の涙の連続でした。中でも女子ソフトボールの上野投手、前回の北京大会から13年間の空白を乗り越え今回も金メダルに輝きました。この間の苦悩は言葉では表現できないものがあつたらうに・・・また、この上野投手を育てた宇津木監督もすごいし、それを静かに見守ってきたご両親もすごい・・・。

そして、本県出身の競泳の萩野公介選手、5年前のリオデジャネイロの時には「金」を含む3個のメダルを獲得、その後は怪我や体調不良に泣かされ、その中での今回の大会・・・。スポーツの祭典と言われるこのオリンピックの裏には、言葉には表せない涙が詰まっていることを再認識し、私ももらい泣きしてしまいました。 鍋島 勝子

企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します

社会保険労務士法人 鍋島事務所

〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2

TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298

ホームページ http://www.nabeshima-sr.or.jp

E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

